

## 令和8年度 都道府県単位保険料率について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

## 1. 都道府県単位保険料率（平均保険料率9.9%）

	都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合		都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合
北海道	10.28%	10.38%	愛知県	9.93%	10.03%
青森県	9.86%	9.96%	三重県	9.77%	9.87%
	※9.85%		滋賀県	9.88%	9.98%
岩手県	9.51%	9.61%	京都府	9.89%	9.99%
宮城県	10.10%	10.20%	大阪府	10.13%	10.23%
秋田県	10.02%	10.12%	兵庫県	10.12%	10.22%
	※10.01%		奈良県	9.91%	10.01%
山形県	9.79%	9.89%	和歌山県	10.06%	10.16%
	※9.75%		鳥取県	9.86%	9.96%
福島県	9.50%	9.60%	島根県	10.08%	10.18%
茨城県	9.52%	9.62%		※9.94%	
栃木県	9.83%	9.93%	岡山県	10.05%	10.15%
	※9.82%		広島県	9.78%	9.88%
群馬県	9.68%	9.78%	山口県	10.15%	10.25%
埼玉県	9.67%	9.77%	徳島県	10.24%	10.34%
千葉県	9.73%	9.83%	香川県	10.02%	10.12%
東京都	9.85%	9.95%	愛媛県	9.98%	10.08%
神奈川県	9.96%	10.06%	高知県	10.05%	10.15%
	※9.92%		福岡県	10.11%	10.21%
新潟県	9.21%	9.31%	佐賀県	10.55%	10.65%
富山県	9.59%	9.69%	長崎県	10.06%	10.16%
石川県	9.70%	9.80%	熊本県	10.08%	10.18%
福井県	9.71%	9.81%	大分県	10.08%	10.18%
山梨県	9.55%	9.65%	宮崎県	9.77%	9.87%
長野県	9.63%	9.73%	鹿児島県	10.13%	10.23%
岐阜県	9.80%	9.90%	沖縄県	9.61%	9.71%
静岡県	9.61%	9.71%		※9.44%	

注「都道府県単位保険料率」欄の下段（※）が特例措置（保険料が年度ごとに増減する場合等に、その増減を複数年度で一定程度平準化できるような措置）により前年度から据置きとなる保険料率

## 2. 適用時期

令和8年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用